

板橋区事業用大規模建築物における廃棄物の減量
及び適正処理に関する改善勧告等の事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する条例（以下「条例」という。）第20条から第22条までに規定する改善報告、公表、収集及び運搬拒否並びに搬入禁止に関する事務手続きについて、必要な事項を定める。

(改善勧告事項)

第2条 改善勧告は、所有者等の行為が次の各号の一に該当するときに行うものとする。

- (1) 当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量を怠ったとき(条例第19条第1項)
- (2) 廃棄物管理責任者の選任を怠ったとき、又はその選任をした日から30日以内に区長に選任の届出を怠ったとき(条例第19条第2項及び東京都板橋区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正な処理に関する規則(以下「規則」という。)第5条第3項)
- (3) 事業用大規模建築物における再利用に関する計画(以下「再利用計画書」という。)の作成を怠ったとき、又は当該再利用計画書を期日までに提出しなかったとき(条例第19条第3項及び規則第6条)
- (4) 再利用対象物保管場所が設置基準に違反しているとき、又は再利用対象物保管場所設置届の届出を怠ったとき(条例第19条第4項、同条第6項及び規則第7条第1項第2号、同規則第8条)

(改善指導)

第3条 清掃事務所長(以下「所長」という。)は、前条の規定に該当しているとき、口頭あるいは文書により必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 所長は、前項の指導内容及び指導経過を指導記録表(別記第1号様式)に記録し、整理保存しなければならない。

(指導調書の作成)

第4条 所長は、所有者等が前条の規定による改善指導に従わないときは、指導内容及び指導経過について指導調書(別記第2号様式)を作成する。指導調書には、次の書類を添付する。

- (1) 指導記録表
- (2) 条例第19条第1項に違反しているときは、再利用計画書、立入指導報告書、立入結果表
- (3) その他、資源環境部長(以下「部長」という。)が必要と認める書類

(審査及び改善勧告の決定)

第5条 部長は、所長より指導調書の提出があった場合には、当該指導調書を審査のうえ、条例第20条に規定する改善勧告の事由に該当すると認めるときは、所有者等に対し、期限を定めて、改善勧告をするものとする。

(改善措置の確認)

第6条 部長は、所有者等から改善報告があったときは、次の調査及び届出等により、改善

事項の確認を行うものとする。

- (1) 条例第 19 条第 1 項違反については、立入調査等
- (2) 条例第 19 条第 2 項違反については、廃棄物管理責任者選任届
- (3) 条例第 19 条第 3 項違反については、再利用計画書
- (4) 条例第 19 条第 6 項の再利用対象物保管場所設置基準違反については、立入調査等
- (5) 条例第 19 条第 6 項の再利用対象物保管場所の届出違反については、再利用対象物保管場所設置届兼廃棄物保管場所等設置届

(公表)

第 7 条 条例 21 条第 1 項の規定による公表は、東京都板橋区役所構内掲示場に掲示して行うものとする。公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 所有者等の氏名
- (2) 公表の理由
- (3) その他必要な事項

(収集及び運搬の拒否並びに搬入の禁止の通知)

第 8 条 部長は、条例第 22 条に基づき、規則第 11 条に規定する収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設（以下「指定処理施設」という。）への搬入を禁止するにあたっては、所有者等に通知する。

2 前項の規定により、指定処理施設への搬入を禁止するときは、当該指定処理施設の管理者に対し、第 7 条に規定する事項の通知を行う。

(委任)

第 9 条 この要領に定めのない事項については、別に部長が定めるところによる。

付 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 20 年 3 月 7 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

所長	係長	担当

板橋 清掃事務所

年 月 日

指 導 調 書

1 指導の対象

建築物の名称

建築物の所在地

建築物の所有者

2 違反する行為の内容（根拠規定）

3 措置の内容（根拠規定）

4 違反する行為を証する資料

5 改善指導の経過 別紙指導表のとおり

6 その他（過去の違反する行為の有無）

所長の意見等